

（乗降口）

第二十五条 運転者室及び客室には、乗降口を設けなければならない。この場合において、客室の乗降口のうち一個は、右側面以外の面に設けなければならない。

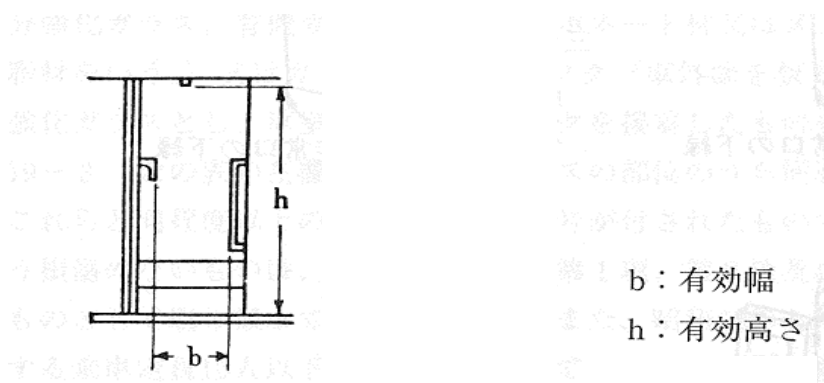
- 2 乗車定員十一人以上の自動車（緊急自動車を除く。）及び幼児専用車の客室には、運転者及び運転者助手以外のすべての者が利用できる乗降口をその左側面に一個以上設けなければならない。
- 3 客室の乗降口には、確実に閉じることができるとびらを備えなければならない。但し、鎖、ロープ等乗車している者が走行中に転落することを防止する装置を備えた場合は、この限りでない。
- 4 自動車（乗車定員十一人以上の自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度二十キロメートル毎時未満の自動車を除く。）の乗降口に備える扉は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、容易に開放するおそれがないものとして、構造に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。
- 5 旅客自動車運送事業用自動車及び乗車定員十一人以上の自動車（緊急自動車及び幼児専用車を除く。）の乗降口は、安全な乗降ができるものとして、大きさ、構造等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。ただし、乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口にあつては、この限りでない。
- 6 幼児専用車の乗降口は、幼児による安全な乗降ができるものとして、大きさ、構造等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。ただし、乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口にあつては、この限りでない。

（乗降口）

第35条 乗降口に備える扉の構造に関し保安基準第25条第4項の告示で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 次号に掲げる扉以外の扉については、協定規則第11号の技術的な要件（同規則第3改訂版補足第2改訂版の規則5.、6.及び7.に限る。以下同じ。）に定める基準に適合するものであること。
 - 二 特殊扉（折り畳み式扉、巻き上げ式扉、脱着式扉、非常口用扉及び側車付二輪自動車の扉をいう。以下同じ。）は、確実に閉じることができるものであり、かつ、閉鎖している状態を保持するための装置を備えているものであること。
- 2 乗降口の大きさ、構造等に関し、保安基準第25条第5項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。ただし、乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口にあつては、この限りでない。
- 一 乗降口の有効幅（乗降口として有効に利用できる部分の幅をいう。以下本条において同じ。）は、600mm以上であること。
 - 二 乗降口の有効高さ（乗降口として有効に利用できる部分の高さをいう。以下本条において同じ。）は、1,600mm（第33条第1項の規定により通路の有効高さを1,200mmとすることができる自動車にあつては、1,200mm）以上であること。

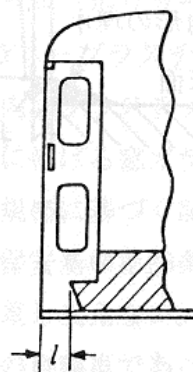
（参考図）



- 三 空車状態において床面の高さが地上450mmを超える自動車の乗降口には、一段の高さが400mm（最下段の踏段にあつては、450mm）以下の踏段を備えること。
 - 四 乗降口に備える踏段は、すべり止めを施したものであること。
 - 五 第3号の乗降口には、安全な乗降ができるように乗降用取手を備えること。
- 3 幼児専用車の乗降口の大きさ、構造等に関し、保安基準第25条第6項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。ただし、乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口にあつては、この限りでない。
- 一 空車状態において床面の高さが地上300mmを超える自動車の乗降口には、一段の高さが200mm（最下段の踏段にあつては、300mm）以下であり、有効奥行（踏段のうち乗降に有効に利用できる部分の奥行であつて当該踏段の前縁からその直上の踏段の前縁までの水平距離をいう。以下同じ。）が200mm以上である踏段を備えること。ただし、最下段以外の踏段で乗降口のとびら等のためやむをえないものにあつては、

乗降口の有効幅のうち、350mm以上の部分についてその有効奥行が200mmあればよい。

計測
形状
基準
図一
これ
分註
も又
する



l：有効奥行

二 乗降口及び階段は、前項（第3号を除く。）の基準に準じたものであること。

（乗降口）

第113条 乗降口に備える扉の構造に関し、保安基準第25条第4項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。この場合において、指定自動車等に備えられている扉と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた扉若しくは法第75条の2第1項の規定に基づく型式の指定を受けた扉又はこれに準ずる性能を有する扉であって、その機能及び強度を損なうおそれのある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。

一 扉（特殊扉を除く。）は、協定規則第11号の技術的な要件に定める基準に適合するものであること。

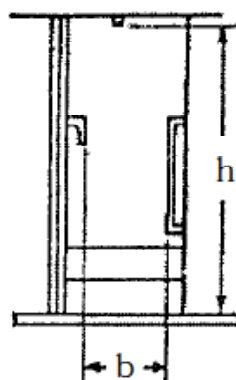
二 特殊扉は、確実に閉じることができるものであり、かつ、閉鎖している状態を保持するための装置を備えているものであること。

2 乗降口の大きさ、構造等に関し、保安基準第25条第5項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。ただし、乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口にあつては、この限りでない。

一 乗降口の有効幅（乗降口として有効に利用できる部分の幅をいう。以下本条において同じ。）は、600mm以上であること。

二 乗降口の有効高さ（乗降口として有効に利用できる部分の高さをいう。以下本条において同じ。）は、1,600mm（第111条第1項の規定により通路の有効高さを1,200mmとすることができる自動車にあつては、1,200mm）以上であること。

（参考図）



b : 有効幅

h : 有効高さ

三 空車状態において床面の高さが地上450mmを超える自動車の乗降口には、一段の高さが400mm（最下段の踏段にあつては、450mm）以下の踏段を備えること。

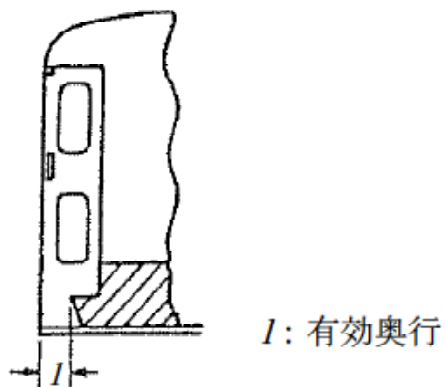
四 乗降口に備える踏段は、すべり止めを施したものであること。

五 第3号の乗降口には、安全な乗降ができるように乗降用取手を備えること。

3 幼児専用車の乗降口の大きさ、構造等に関し、保安基準第25条第6項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。ただし、乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口にあつては、この限りでない。

一 空車状態において床面の高さが地上300mmを超える自動車の乗降口には、一段の高さが200mm（最下段の踏段にあつては、300mm）以下であり、有効奥行（踏段のうち乗降に有効に利用できる部分の奥行であつて当該踏段の前縁からその直上の踏段

の前縁までの水平距離をいう。以下同じ。）が200mm以上である踏段を備えること。ただし、最下段以外の踏段で乗降口のとびら等のためやむを得ないものにあつては、乗降口の有効幅のうち、350mm以上の部分についてその有効奥行が200mmあればよい。



二 乗降口及び踏段は、前項（第3号を除く。）の基準に準じたものであること。

（乗降口）

第191条 乗降口に備える扉の構造に関し、保安基準第25条第4項の告示で定める基準は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において扉が容易に開放するおそれがない構造であることとする。この場合において、次に掲げる扉であつてその機能、強度を損なうおそれのある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。

一 指定自動車等に備えられている扉と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた扉

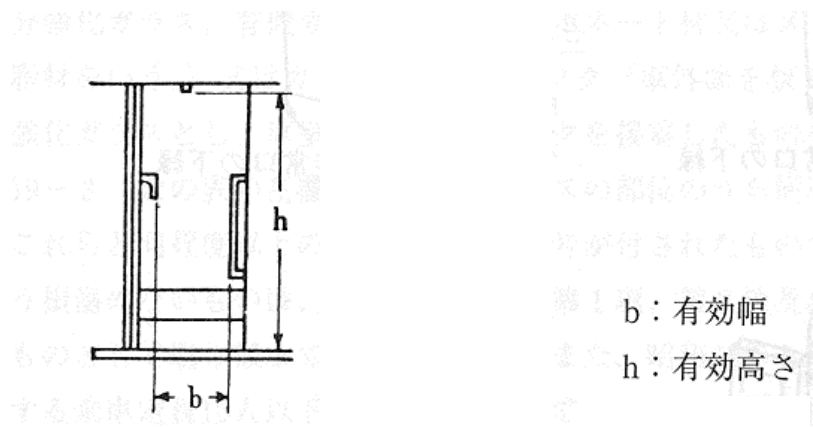
二 法第75条の2第1項の規定に基づく装置の型式の指定を受けたもの又はこれに準ずる性能を有するもの

2 乗降口の大きさ、構造等に関し、保安基準第25条第5項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。ただし、乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口にあつては、この限りでない。

一 乗降口の有効幅（乗降口として有効に利用できる部分の幅をいう。以下本条において同じ。）は、600mm以上であること。

二 乗降口の有効高さ（乗降口として有効に利用できる部分の高さをいう。以下本条において同じ。）は、1,600mm（第189条第1項の規定により通路の有効高さを1,200mmとすることができる自動車にあつては、1,200mm）以上であること。

（参考図）



三 空車状態において床面の高さが地上450mmを超える自動車の乗降口には、一段の高さが400mm（最下段の踏段にあつては、450mm）以下の踏段を備えること。

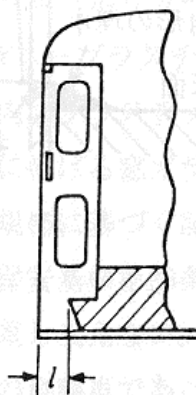
四 乗降口に備える踏段は、すべり止めを施したものであること。

五 第3号の乗降口には、安全な乗降ができるように乗降用取手を備えること。

3 幼児専用車の乗降口の大きさ、構造等に関し、保安基準第25条第6項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。ただし、乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口にあつては、この限りでない。

一 空車状態において床面の高さが地上300mmを超える自動車の乗降口には、一段の高さが200mm（最下段の踏段にあつては、300mm）以下であり、有効奥行（踏段のうち乗降に有効に利用できる部分の奥行であつて当該踏段の前縁からその直上の踏段の前縁までの水平距離をいう。以下同じ。）が200mm以上である踏段を備えること。

ただし、最下段以外の踏段で乗降口のとびら等のためやむをえないものにあつては、乗降口の有効幅のうち、350mm 以上の部分についてその有効奥行が 200mm あればよい。



l：有効奥行

二 乗降口及び踏段は、前項（第 3 号を除く。）の基準に準じたものであること。